

# フランチャイズ契約の要点と解説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について



作成日：平成19年7月  
（社）日本フランチャイズチェーン協会 研究会員  
株式会社 ノンストレス

## フランチャイズ契約のご案内

加盟者(フランチャイジー)の皆様へ

中小小売商業振興法は、これからフランチャイズ・チェーンに加盟しようとする方に、このフランチャイズ・システムのことを十分に知っていただくために、一定の事項を記した書面を交付して、その記載事項をよく説明するように定めています。

この小冊子は、その規定にしたがって、株式会社ノンストレスの経営する店舗「Quick Shape」のフランチャイズの仕組みの要点と概説を記載した書面です。この書面をお読みいただき、「Quick Shape」フランチャイズ・チェーンの仕組みを十分にご理解くださるようお願い申し上げます。

ご質問はご遠慮なく本部にお問い合わせください。

(株)ノンストレス  
フィットネス事業部 Quick ShapeFC本部  
〒107-0062 東京都港区南青山 5-12-4 全菓連ビル6階  
TEL:03-5466-9169 FAX:03-5466-9608  
info@nonstress.com

## 目次

1. 事業者の概要
2. 資本金及び主要株主並びに事業者の行っている事業内容
3. 会社沿革
4. 組織図
5. 役員一覧
6. 出店状況
7. 加盟者の店舗に関する事項
8. 加盟に際し納めていただく加盟金、保証金等の金銭
9. 加盟者が定期的に納めなければならない金銭に関する事項
10. 加盟者に対する商品の販売又はその斡旋の条件に関する事項
11. 加盟者に対する経営指導
12. 使用させる商標、その他の表示に関する事項
13. 店舗の場所、構造、内装、外装、事業、技術の内容に関する事項
14. 契約の期間、更新及び解除に関する事項
15. 機密保持及び競業禁止に関する事項
16. 店舗内と店舗の外廻りにおける事故や災害及び加盟者の従業員に関する事項

## 1. 事業者の概要

- (1)名称 株式会社ノンストレス  
(2)代表者氏名 代表取締役 坂野尚子  
(3)所在地 〒107-0062 東京都港区南青山 5-12-4 全葉連ビル6階  
TEL:03-5466-9169 FAX:03-5466-9608  
http://www.nonstress.com  
(4)会社設立時期 1996年1月25日  
(5)当事業の開始時期 1996年6月7日

## 2. 資本金及び主要株主並びに事業者の行っている事業内容

- (1)資本金 297,560,000円(資本準備金 126,780,000円)  
(2)主要株主 坂野尚子、ウイル投資事業有限責任組合他  
(3)事業内容

- 1- ストレス解消美容サロンのチェーン運営  
フィットネスジム「Quick Shape」店舗の経営
- 2- ネイルと整体「ネイルクイック&リラックスセラピー」店舗の経営
- 3- 女性向け減量スタジオ「ネクストボディ」店舗の経営
- 4- サプリメント販売、ミネラルウォーターの販売
- 5- 海外化粧品輸入販売業
- 6- スクール「ネイルトレーニングセンター」の運営
- 7- WEBサイトの運営

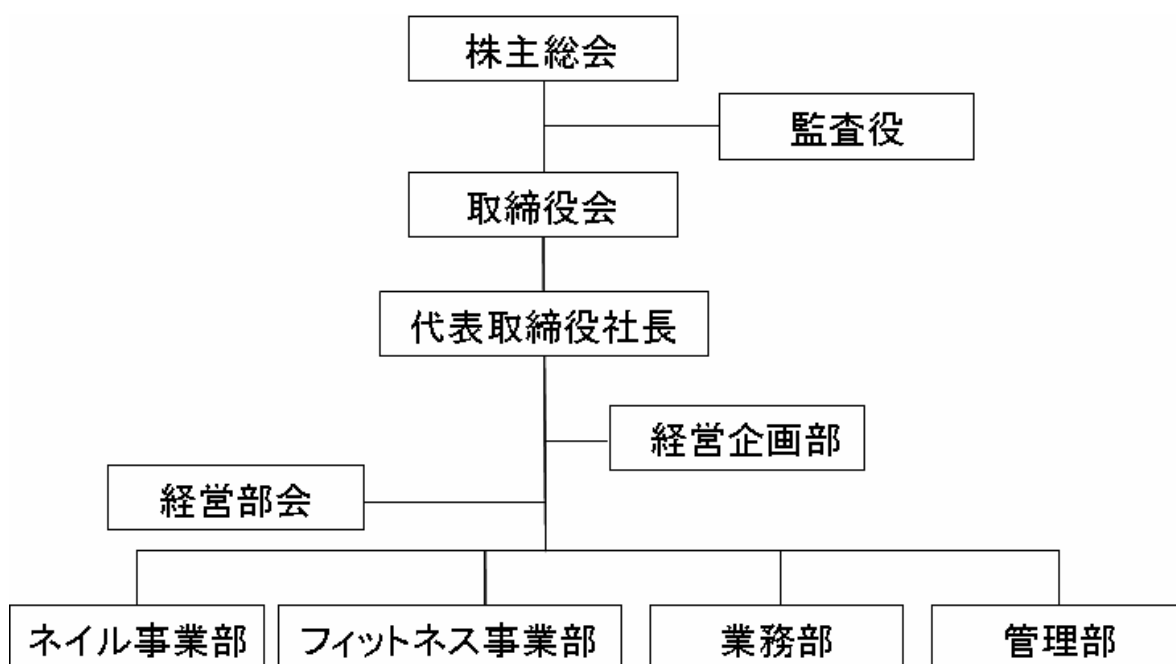
## 3. 会社沿革

- 1996年1月 ▶ 会社設立  
6月 ▶ ネイルクイック表参道店開店  
1997年6月 ▶ ネイルクイック銀座店開店  
1998年3月 ▶ ネイルクイック渋谷店開店  
4月 ▶ ネイルクイック大阪難波店開店  
1999年3月 ▶ ネイルクイック横浜店開店  
ネイルクイック渋谷店移転  
4月 ▶ ネイルクイック新横浜店開店  
第三者割当増資により1000万円を増資。資本金3000万円  
2000年3月 ▶ ビタミンバー霞ヶ関店開店  
4月 ▶ 新卒採用開始

		ネイルクイック日吉店開店
	11月	▶ ネイルクイック青葉台店開店
	12月	▶ ネイルクイックFC自由が丘店開店
2001年	2月	▶ 1400万円を増資。資本金4400万円 スクール部門開設
	3月	▶ ネイルクイック仙台店開店
2002年	3月	▶ ネイルクイック熊本店開店(熊本鶴屋百貨店内)
	4月	▶ ネイルクイック海老名店開店 ネイルクイック品川店開店(品川プリンスホテルエグゼクティブタワー内) ビタミンパー品川店開店(品川プリンスホテルエグゼクティブタワー内)
	9月	▶ ネイルクイック丸ビル店開店
2003年	3月	▶ ネイルクイック大分店開店
	5月	▶ ネイルクイック・ネイルトレーニングセンター渋谷校開校
	8月	▶ ネイルクイック上野店開店
	10月	▶ ネイルクイック難波店開店
2004年	3月	▶ ネイルクイック広島ダイヤモンドシティ店開店
	6月	▶ ネイルクイック福岡店開店 ネイルクイック成田空港第一ターミナル店開店
	9月	▶ ネイルクイック茅ヶ崎店開店(ルミネ茅ヶ崎(現ラスカ)内)
	11月	▶ ネイルクイック南船橋店開店(南船橋ビビットスクエア内)
2005年	1月	▶ 社名を株式会社ザ・クイックから株式会社ノンストレスに変更 第三者割当増資により、資本金7078万円(資本準備金2678万円)
	3月	▶ ネクストボディ表参道店開店
	6月	▶ ネイルクイック小田原店(ラスカ内)開店
	7月	クイックシェイプ学芸大学店開店
	8月	▶ クイックシェイプ高円寺店開店
	9月	▶ ネイルクイック名古屋栄メルサ店開店 クイックシェイプ葛西店開店
	10月	▶ ネイルクイック有楽町店開店 クイックシェイプ下高井戸店開店
	11月	▶ ネイルクイックアトレ大森店開店
2006年	3月	▶ ネイルクイック広島パルコ店開店 ネイルクイックアトレ亀戸店開店
	4月	▶ クイックシェイプ福岡平尾店開店
	6月	▶ クイックシェイプ江古田店開店
	7月	▶ ネイルクイック吉祥寺店開店
	8月	▶ クイックシェイプ沼袋店開店 第三者割当増資により、資本金1億5,478万円(資本準備金1億1,078万円)
	9月	▶ クイックシェイプ豪徳寺店開店 ネイルクイック・ネイルトレーニングセンター表参道校開校 ネイルクイック晴海トリトン店開店 ネイルクイック川崎店開店
	10月	▶ クイックシェイプ新所沢店開店

- クイックシェイプ川口店開店
- クイックシェイプ経堂店開店
- 11月 ▶ クイックシェイプ福岡藤崎店開店
- クイックシェイプ武蔵新城店開店
- クイックシェイプ蕨店開店(マックスバリュー内)
- クイックシェイプ千歳烏山店開店
- ネイルクイック武蔵村山店開店(ダイヤモンドシティ フラクサス内)
- 12月 ▶ ネイルクイックFC神戸岡本店開店
- ネイルクイック蒲田東急プラザ店開店
- 2007年3月 ▶ クイックシェイプ桜台店開店
- ネイルクイック戸塚モディ店開店
- ネイルクイック八王子東急スクエア店開店
- ネイルクイック川越モディ店開店
- ネイルクイック高幡不動産店開店
- ネイルクイック池袋サンシャインシティ店開店
- クイックシェイプ桃谷店開店
- 4月 ▶ ネイルクイック聖蹟桜ヶ丘店開店
- クイックシェイプ白楽店開店
- ネイルクイックノースポート・モール店開店(横浜)
- 2007年5月 ▶ 第三者割当増資により、資本金2億9756万円(資本準備金1億2678万円)
- 2007年6月 ▶ クイックシェイプ笹塚店開店
- クイックシェイプ椎名町店開店

#### 4. 組織図



## 5. 役員一覧

代表取締役	坂野 尚子
取締役	服部 秀幹 フィットネス事業部担当
取締役	木本 一女 管理部担当
取締役	上條 玲子 ネイル事業部・店舗運営担当
取締役	橋上 園子 ネイル事業部・企画開発担当
社外取締役	古我 知史 (ウイル投資事業有限会社組合 代表取締役社長)
常勤監査役 監査役	上谷 泉 西山 茂 (早稲田大学大学院教授)

2007年7月31日現在

## 6. 出店状況

年度	直営店店舗数	加盟店店舗数
2004年度	0	0
2005年度	4	0
2006年度	13	5

(フィットネス事業部 クイックシェイプ 店舗のみ)

## 7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2004年度	0
2005年度	0
2006年度	5

・直近3事業年度の各事業年度内に本部が契約を解除した加盟者の数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2004年度	0
2005年度	0
2006年度	0

- ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提訴された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数	当社より提訴した訴えの件数
2004年度	0	0
2005年度	0	0
2006年度	0	0

## 8. 加盟に際し納めていただく加盟金、保証金等の金額

### (1) その金額又は算出方法

1- 加盟金 150万円(消費税別)

2- 保証金 50万円

3- マシン・ジム器具一式 (配送・設置料別) 320万円(消費税別)

マシン・ジム器具一式とは、本部オリジナルのウエイトマシン7台、振動マシン2台、および、消耗品のコアボード、昇降台、トランポリン、サンドバッグ、ダンベル3つ、ボール1個、ストレッチマット2枚、グローブ 2 組を含むものとする。

4- 情報システム導入料金 3万円(消費税別)

5- 店舗設計コンサルティング料 30万円(消費税別)

店舗設計コンサルティング料とは、現場調査(本部の担当者が加盟者の手配した内装業者または設計士と一緒に現場調査を行う)、店舗デザインにおける標準店舗の図面の提供、図面作成指示(直営店の図面を元に店舗レイアウト(導線プラン)、デザインスペック等の指示を行う)、作成図面の確認指導(店舗レイアウト、デザインスペック等の確認並びに本部顧問設計士による見積の妥当性監査、指導)および、現地調査に対する交通費1回分を含むものとする。

6- 研修費 30万円(消費税別)

### (2) 加盟金等の性質

加盟金とは、以下の対価である。

- 1) フランチャイズ・システムの理念の共有
- 2) フランチャイズ・チェーン店舗1店舗の営業権利
  - (ア) 「Quick Shape」の標識などの使用許諾
  - (イ) 本部が独自に開発し、継続的に開発している運動プログラム・マシン・ジム器具一式・音楽・商品の供給
  - (ウ) 各種書類、ファイルデータの供給
  - (エ) 本部の開発した情報システムの供給

- (オ) 販売促進活動における制作物(データ)の供給
- 3) 加盟店契約店舗の運営における指導援助
  - (ア) 加盟店の開店に関する業務についての指導支援
  - (イ) 加盟店の店舗運営に関する指導支援
  - (ウ) 加盟店の従業員の採用、教育研修に関する指導支援
  - (エ) 加盟店の販売促進活動および広告宣伝活動に関する指導支援
- 4) 加盟研修 3名まで本部・直営店舗で5日間研修

店舗の不動産手数料、敷金・礼金・保証金、家賃、人件費、水道光熱費などの費用、電話設置代、通信費用、内装、外装、看板などの工事代や什器備品文具などの購入代金、PC設置費用、ネット接続費用、店舗損害保険料、採用募集広告費用、店舗の個別販促費用(折込、ポスティング、ハンティング、駅看板設置制作、ポスター設置印刷、各媒体への広告宣伝費用)、マシーン・ジム器具一式の配送・設置料(地域により異なる)などの費用は加盟店が負担するものとする。

加盟店の従業員の交通費、宿泊費、飲食費が発生する場合は加盟店の負担とする。

開店前の指導援助として本部から人を派遣する。(48時間。その後は2,000円のタイムチャージとする。(消費税別)派遣する場合の交通費、宿泊費(ビジネスホテル)は別途加盟店に負担していただくものとする。

店長は別途CPR研修を公共機関で受けていただくものとする。

保証金は、フランチャイズ契約に基づいて加盟店が本部に対して負うことのある債務担保として本部に預かるものとする。

### (3) 徴収の時期

加盟金、保証金は本フランチャイズ契約の締結と同時。

マシーン・ジム器具一式、システム導入費用、店舗設計コンサルティング料は営業開始予定日の2ヶ月前まで。

### (4) 徴収の方法

本契約調印後一週間以内に本部が指定する銀行口座にお振込み頂く。

振込口座 みずほ銀行 青山支店 普通預金 口座番号 1744192

口座名義人 株式会社ノンストレス

### (5) 当該金銭が返還されるものであるときはその条件

加盟金、マシーン・ジム器具一式は中途解約、契約満了いずれの場合も、また、いかなる理由があっても返還しないものとする。保証金は契約が終了してから30日以内に加盟店が本部に負っている債務を精算した残りの額を返還する。ただし、保証金は中途解約、および、加盟店に非があった場合の契約解除の場合は返還しないものとする。

## 9. 加盟者が定期的に納めなければならない金銭に関する事項

### (1) 金銭の額又は算定方法

ロイヤルティ	加盟店総売上額の	5%
本部販売促進費用	加盟店総売上額の	1%

加盟店総売上額(消費税抜き)は、加盟者が本フランチャイズ・チェーンシステムに基づいて販売した売上の総額を指す。

本部販売促進費用とは販売促進/広告等分担金であり、共同で実施する広告、広報、販売促進、インターネットのホームページ、各種イベント、催事などの販促費用や提供される販促物のデザイン・制作費用に当てるものである。個別加盟店の販売促進費用や印刷費用ではない。

### (2) その他徴収する金銭の性質

情報システム(売上管理、顧客管理)使用料 5000 円(月、別途消費税)が生じる。情報システムには在庫や発注管理は含まれておらず、仕様により利用料金を変更することがある。

加盟店は本部の指定金融機関と直接契約し、別途、利用料と自動引落手数料を払って会員の会費の請求を行うが、加盟店が個人の場合は、本部が一括するため、加盟店は本部へ、別途、月額会費請求手数料を払う。金融機関からの自動引落手数料は別途かかる。

### (3) 徴収の時期

ロイヤルティ、本部販売促進費用、毎月末日締め切りの売上高に基づいて算出し、以下の通りとする。情報システム使用料や月額会費請求手数料は以下の通りお支払いいただく。全て消費税を加えて請求する。

締切日	支払期日
毎月末日	翌月 20 日まで

### (4) 徴収の方法

本部が指定する銀行口座にお振込み頂く。

振込口座 三菱東京 UFJ 銀行青山支店・普通預金 口座番号 1177720  
口座名義人 株式会社ノンストレス

## 10. 加盟者に対する商品の販売又はその斡旋条件に関する事項

### (1) 本部から加盟者に販売し、又は販売を斡旋する商品の種類

販売の必要もしくは販売したほうが良いと思われる商品はその都度斡旋し、加盟店価格にて卸売りする。商品の送料は加盟店に負担して頂く。

### (2) 商品代金の支払い方法

締切日	支払期日
毎月末日	翌月 20 日まで

振込口座 三菱東京 UFJ 銀行青山支店・普通預金 口座番号 1177720  
口座名義人 株式会社ノンストレス

## 11. 加盟者に対する経営指導

### (1) 加盟店が遵守するもの

加盟者は許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)、運動プログラム、音楽、接客技術、営業時間、価格、マシン・ジム器具、内容、販促物、什器、備品など本部が統一しているものについては本部の指定に従う。なお、加盟店は本部の直営店の会員を受け入れ、本部の直営店も加盟店の会員を受け入れるものとする。

### (2) 加盟に際しての指導

加盟者が開店するまでの間、本部は加盟者に対して経営指導や提案を行う。指導のための費用は6日間(1日8時間)まで無料であるが、交通費や宿泊を伴う場合は加盟者負担とする。6日間を超えた場合は、2,000 円のタイムチャージが発生する。

### (3) 加盟者に対する継続的な経営指導

加盟者の売上実績が一定レベルに達し、売上や営業利益が伸びるように定期的経営指導を行い、加盟者は本部主催の会議、研修、セミナー、イベントに参加するものとする。交通費、宿泊費は加盟者の負担である。

### (4) 売上保証の否定

本部は、加盟者の売上や利益等の経済的成果についてなんらの約束も保証もしない。

## 12. 使用させる商標、その他の表示に関する事項

(1) 使用する許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)、運動プログラム、音楽、マシン・ジム器具等は本部のコンセプト、意向に統一する。

### (2) 当該表示の使用について条件があるときはその内容

加盟者は当該事業以外の事業目的に、もしくは、本部の許可なくこの許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)を使用できない。契約が終了した時は、ただちにこれらの許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)の使用を中止し、造作物に表示されたこれらの許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)全てを抹消する。

## 13. 店舗の場所、構造、内装、外装、事業、技術の内容に関する事項

店舗統一イメージのため、本部の許可なく、店舗の場所、構造、内装、外装、及び事業、技術の内容について加盟者が特別に何かを付加したり、変更したりすることはできない。本部が書面にて事前に許可した場合は本部の定めるもの以外に別の商品を販売することができる。

## 14. 契約の期間、更新及び解除に関する事項

### (1) 契約の期間

契約期間は、契約締結の日から満3年とする。

### (2) 契約更新の条件及び手続

契約満了6ヶ月前に、加盟者から本部へ書面にて契約更新の届けを行い、本部が承認した場合、契約は期間満了後3年間延長される。更新料は金30万円(消費税別)とする。更新料は如何なる理由があっても返還しない。

### (3) 契約解除の条件及び手続

(ア) 加盟者は、契約期間中3ヶ月前に書面で予告をあたえて契約を終了させることができる。

(イ) 本部は、加盟者に次のような行為があつて、加盟者に30日以内の改善期間を設けて、そのことの中止または是正を求め、改善期間が終つても、なおその行為が改められない場合は、契約を解除する。

- ロイヤルティ、販売促進費用、納品代金、設備代金、各利用料等の支払い遅延
- 売上入金額の誤算
- 誠意ある営業を行わないとき

本部は、以下の場合、催告をしないで、直ちに、契約を解除することができる。

- 虚偽の営業報告を行ったとき。
- ロイヤルティ、販売促進費用、納品代金、設備代金、各利用料等の不払い
- 本部の信用を損なう行為があつたとき
- 契約書に定める義務違反
- 加盟店本人または加盟店の代表者が、事故、死亡などのやむを得ない理由により契約店舗の営業を継続することが困難と認められるとき
- 加盟店もしくは契約店舗の営業もしくは経営に暴力団(構成員および準構成員個人を含む)を関与させ、(資本もしくは役員としての参加を含む)、またはこれらの者の契約店舗への出入りを許容したとき
- 書面による事前承諾なく、3日以上期間、契約店舗を営業しなかったとき
- 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 差押、仮差押、仮処分、公売処分、公租公課の滞納処分を受けたとき
- 破産・特別清算・会社更生・民事再生の手続開始の申立があつたとき
- 上記各号に準ずるような事態が生じた場合

(ウ) 本部は、契約期間中6ヶ月前に書面で加盟者に予告をあたえて契約を終了させることができる。

### (4) 契約解除によって生じる損害賠償金の支払いその他の義務の内容

(ア) 許諾標識(商号、商標、ロゴ、マーク、看板等)、プログラム、音楽、ユニフォーム等の使

用を直ちに中止し、本部から貸与をうけたマニュアルなどを全て本部へ返す。

(イ) 加盟者は、類似の事業や競業を契約終了後 2 年以内は行ってはならない。

(ウ) 上記(3)(ア)、(イ)により、契約期間中に解約した場合、本部は加盟者に本契約に基づき加盟者から預託した保証金を返済しないものとする。及び、契約解除の原因となった行為によって解約の前後に本部が被った損害額について、本部は加盟者に損害賠償金の支払を請求することができる。

## 15. 機密保持及び競業禁止に関する事項

(1) 加盟者は口頭もしくは文書で開示された本部の業務上及び技術上の秘密を第三者に洩らしたり、開示したりしてはならない。この秘密保持義務はフランチャイズ契約終了後も遵守する。加盟者は、本部及び加盟者の会員の個人情報を外部に洩らしたり、開示したり、別の目的で使用してはならない。加盟者は、加盟者のスタッフをして、本部及び加盟者の会員の個人情報を外部に洩らしたり、開示したり、別の目的で使用させてはならない。この個人情報保護義務もフランチャイズ契約終了後も遵守する。

(2) また、加盟者はフランチャイズ契約満了後 2 年以内は競業を行ってはならない。

(3) これらに反した場合は損害金として金 3000 万円を加盟者は本部に支払うものとする。但し、本部の損害金額がこれを上回る場合はその金額を支払わねばならない。

## 16. 店舗内と店舗の外廻りにおける事故や災害及び加盟者の従業員に関する事項

加盟者の店舗内における事故や災害及び加盟者の従業員の第三者に対する賠償責任は全て加盟者の責任のもとに解決しなくてはならない。